36 議案第39号関係

おいらせ町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定 める条例 新旧対照表 (抜粋)

改正案

現行

目次

第1章~第2章 略

第3章 夜間対応型訪問介護

第1節~第3節 略

第4節 運営に関する基準 (第50条—第59条)

第3章の2 地域密着型通所介護

第1節 基本方針 (第59条の2)

第2節 人員に関する基準 (第59条の3・第59 条の4)

第3節 設備に関する基準 (第59条の5)

第4節 運営に関する基準 (第59条の6-第59 条の20)

第5節 指定療養通所介護の事業の基本方針 並びに人員、設備及び運営に関する基準 第1款 この節の趣旨及び基本方針(第59 条の21・第59条の22)

第2款 人員に関する基準 (第59条の23・第 59条の24)

第3款 設備に関する基準 (第59条の25・第 59条の26)

第4款 運営に関する基準(第59条の27―第 59条の38)

第4章 認知症対応型通所介護

第5章~第9章 略

附則 略

第3節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第8条 略

(心身の状況等の把握)

第14条 指定定期巡回·随時対応型訪問介護看護事 |第14条 指定定期巡回·随時対応型訪問介護看護事 業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護 の提供に当たっては、計画作成責任者による利用 者の面接によるほか、利用者に係る指定居宅介護 支援事業者が開催するサービス担当者会議(指定

目次

第1章~第2章 略

第3章 夜間対応型訪問介護

第1節~第3節 略

第4節 運営に関する基準 (第50条―第59条)

第4章 認知症対応型通所介護

第5章~第9章 略

附則 略

第3節 設備に関する基準

第8条 略

(心身の状況等の把握)

業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護 の提供に当たっては、計画作成責任者による利用 者の面接によるほか、利用者に係る指定居宅介護 支援事業者が開催するサービス担当者会議(指定

居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する 基準(平成11年厚生省令第38号)第13条第9号に 規定するサービス担当者会議をいう。以下この 章、第59条の6、第59条の28及び第59条の29にお いて同じ。)等を通じて、利用者の心身の状況、 その置かれている環境、他の保健医療サービス又 は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなけ ればならない。

2 略

(法定代理受領サービスの提供を受けるための 援助)

第16条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。)第65条の4各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画をいう。)の作成を指定居宅介護支援事業者に依頼する旨を町に対して届け出ること等により、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、指定居宅介護支援事業者に関する情報を提供することをの他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならない。

(居宅サービス計画に沿ったサービスの提供) 第17条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、居宅サービス計画(法**第8条第24項**に規定する居宅サービス計画をいい、施行規則第65条の4第1号ハに規定する計画を含む。以下同じ。)が作成されている場合は、当該居宅サービス計画に沿った指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供しなければならない。

2 略

(管理者等の責務)

第30条 略

2 指定定期巡回·随時対応型訪問介護看護事業所

現 行

居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する 基準(平成11年厚生省令第38号)第13条第9号に 規定するサービス担当者会議をいう。以下この章 及び第67条において同じ。)等を通じて、利用者 の心身の状況、その置かれている環境、他の保健 医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の 把握に努めなければならない。

2 略

(法定代理受領サービスの提供を受けるための 援助)

第16条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。)第65条の4各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画(法**第8条第23項**に規定する居宅サービス計画をいう。)の作成を指定居宅介護支援事業者に依頼する旨を町に対して届け出ること等により、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、指定居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならない。

(居宅サービス計画に沿ったサービスの提供) 第17条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、居宅サービス計画(法<u>第8条第23項</u>に規定する居宅サービス計画をいい、施行規則第65条の4第1号ハに規定する計画を含む。以下同じ。)が作成されている場合は、当該居宅サービス計画に沿った指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供しなければならない。

2 略

(管理者等の責務)

第30条 略

2 指定定期巡回·随時対応型訪問介護看護事業所

の管理者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問 介護看護事業所の従業者にこの節の規定を遵守 させるため必要な指揮命令を行うものとする。

3 略

(設備及び備品等)

第49条 略

(管理者等の責務)

第54条 略

- 該指定夜間対応型訪問介護事業所の従業者にこ の節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を 行うものとする。
- 3 略

第3章の2 地域密着型通所介護 第1節 基本方針

(基本方針)

第59条の2 指定地域密着型サービスに該当する地 域密着型通所介護(以下「指定地域密着型通所 介護」という。)の事業は、要介護状態となっ た場合においても、その利用者が可能な限りそ の居宅において、その有する能力に応じ自立し た日常生活を営むことができるよう生活機能の 維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世 話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社 会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに 利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を 図るものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第59条の3 指定地域密着型通所介護の事業を行う 者(以下「指定地域密着型通所介護事業者」と いう。)が当該事業を行う事業所(以下「指定 地域密着型通所介護事業所」という。) ごとに 置くべき従業者(以下この節から第4節までにお いて「地域密着型通所介護従業者」という。) の員数は、次のとおりとする。

(1) 生活相談員 指定地域密着型通所介護の 提供日ごとに、当該指定地域密着型通所介護 現行

の管理者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問 介護看護事業所の従業者にこの章の規定を遵守 させるため必要な指揮命令を行うものとする。

3 略

第49条 略

(管理者等の責務)

第54条 略

- 2 指定夜間対応型訪問介護事業所の管理者は、当 | 2 指定夜間対応型訪問介護事業所の管理者は、当 該指定夜間対応型訪問介護事業所の従業者にこ の章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を 行うものとする。
 - 3 略

を提供している時間帯に生活相談員(専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数

- (2) 看護師又は准看護師(以下この章において 「看護職員」という。)指定地域密着型通所 介護の単位ごとに、専ら当該指定地域密着型 通所介護の提供に当たる看護職員が1以上確 保されるために必要と認められる数
- (3) 介護職員 指定地域密着型通所介護の単 位ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提 供している時間帯に介護職員(専ら当該指定 地域密着型通所介護の提供に当たる者に限 る。) が勤務している時間数の合計数を当該 指定地域密着型通所介護を提供している時間 数(次項において「提供単位時間数」という。) で除して得た数が利用者(当該指定地域密着 型通所介護事業者が法第115条の45第1項第1 号口に規定する第1号通所事業(地域における 医療及び介護の総合的な確保を推進するため の関係法律の整備等に関する法律(平成26年 法律第83号) 第5条による改正前の法第8条の2 第7項に規定する介護予防通所介護に相当す るものとして町が定めるものに限る。) に係 る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指 定地域密着型通所介護の事業と当該第1号通 所事業とが同一の事業所において一体的に運 営されている場合にあっては、当該事業所に おける指定地域密着型通所介護又は当該第一 号通所事業の利用者。以下この節及び次節に おいて同じ。) の数が15人までの場合にあっ ては1以上、15人を超える場合にあっては15人 を超える部分の数を5で除して得た数に1を加 えた数以上確保されるために必要と認められ る数
- (4) 機能訓練指導員 1以上
- 2 当該指定地域密着型通所介護事業所の利用定員(当該指定地域密着型通所介護事業所におい

現行

て同時に指定地域密着型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節から第4節までにおいて同じ。)が10人以下である場合にあっては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員(いずれも専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。

- 3 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密 着型通所介護の単位ごとに、第1項第3号の介護 職員(前項の適用を受ける場合にあっては、同 項の看護職員又は介護職員。次項及び第7項にお いて同じ。)を、常時1人以上当該指定地域密着 型通所介護に従事させなければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、介護職員 は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指 定地域密着型通所介護の単位の介護職員として 従事することができるものとする。
- 5 前各項の指定地域密着型通所介護の単位は、指 定地域密着型通所介護であってその提供が同時 に1又は複数の利用者に対して一体的に行われ るものをいう。
- 6 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。
- 7 第1項の生活相談員又は介護職員のうち1人以 上は、常勤でなければならない。
- 8 指定地域密着型通所介護事業者が第1項第3号 に規定する第1号通所事業に係る指定事業者の 指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所 介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事 業所において一体的に運営されている場合につ いては、町の定める当該第1号通所事業の人員に 関する基準を満たすことをもって、前各項に規

現行

<u>定する基準を満たしているものとみなすことが</u> <u>できる。</u>

(管理者)

第59条の4 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

- 第59条の5 指定地域密着型通所介護事業所は、食 堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を 有するほか、消火設備その他の非常災害に際し て必要な設備並びに指定地域密着型通所介護の 提供に必要なその他の設備及び備品等を備えな ければならない。
- 2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。
 - (1) 食堂及び機能訓練室
 - ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な 広さを有するものとし、その合計した面積 は、3平方メートルに利用定員を乗じて得 た面積以上とすること。
 - イ アにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、 食事の提供の際にはその提供に支障がない 広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際 にはその実施に支障がない広さを確保でき る場合にあっては、同一の場所とすること ができる。
 - (2) 相談室 遮へい物の設置等により相談の 内容が漏えいしないよう配慮されているこ と。
- 3 第1項に掲げる設備は、専ら当該指定地域密着型通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

- 4 前項ただし書の場合(指定地域密着型通所介護 事業者が第1項の設備を利用し、夜間及び深夜に 指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供 する場合に限る。)には、当該サービスの内容 を当該サービスの提供の開始前に当該指定地域 密着型通所介護事業者に係る指定を行った町長 に届け出るものとする。
- 5 指定地域密着型通所介護事業者が第59条の3第 1項第3号に規定する第1号通所事業に係る指定 事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密 着型通所介護の事業と当該第1号通所事業とが 同一の事業所において一体的に運営されている 場合については、町の定める当該第1号通所事業 の設備に関する基準を満たすことをもって、第1 項から第3項までに規定する基準を満たしてい るものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準 (心身の状況等の把握)

第59条の6 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(利用料等の受領)

- 第59条の7 指定地域密着型通所介護事業者は、法 定代理受領サービスに該当する指定地域密着型 通所介護を提供した際には、その利用者から利 用料の一部として、当該指定地域密着型通所介 護に係る地域密着型介護サービス費用基準額か ら当該指定地域密着型通所介護事業者に支払わ れる地域密着型介護サービス費の額を控除して 得た額の支払を受けるものとする。
- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、法定代理受 領サービスに該当しない指定地域密着型通所介 護を提供した際にその利用者から支払を受ける 利用料の額と、指定地域密着型通所介護に係る 地域密着型介護サービス費用基準額との間に、 不合理な差額が生じないようにしなければなら

ない。

- 3 指定地域密着型通所介護事業者は、前2項の支 払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の 額の支払を利用者から受けることができる。
 - (1) 利用者の選定により通常の事業の実施地 域以外の地域に居住する利用者に対して行う 送迎に要する費用
 - (2) 指定地域密着型通所介護に通常要する時間を超える指定地域密着型通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額を超える費用
 - (3) 食事の提供に要する費用
 - (4) おむつ代
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、指定地域密着型通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用
- 4 前項第3号に掲げる費用については、別に厚生 労働大臣が定めるところによるものとする。
- 5 指定地域密着型通所介護事業者は、第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(指定地域密着型通所介護の基本取扱方針)

- 第59条の8 指定地域密着型通所介護は、利用者の 要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよ う、その目標を設定し、計画的に行われなけれ ばならない。
- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、自らその提供する指定地域密着型通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。 (指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)
- 第59条の9 指定地域密着型通所介護の方針は、次 に掲げるところによるものとする。
 - (1) 指定地域密着型通所介護は、利用者が住み 慣れた地域での生活を継続することができる

- よう、地域住民との交流や地域活動への参加 を図りつつ、利用者の心身の状況を踏まえ、 妥当適切に行うものとする。
- (2) 指定地域密着型通所介護は、利用者一人一 人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割 を持って日常生活を送ることができるよう配 慮して行うものとする。
- (3) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっ ては、次条第1項に規定する地域密着型通所介 護計画に基づき、漫然かつ画一的にならない ように、利用者の機能訓練及びその者が日常 生活を営むことができるよう必要な援助を行 うものとする。
- (4) 指定地域密着型通所介護従業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっ ては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護 技術をもってサービスの提供を行うものとす る。
- (6) 指定地域密着型通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。特に、認知症(法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。)である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えるものとする。

(地域密着型通所介護計画の作成)

- 第59条の10 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した地域密着型通所介護計画を作成しなければならない。
- 2 地域密着型通所介護計画は、既に居宅サービス 計画が作成されている場合は、当該居宅サービ

改正案 現行

<u>ス計画の内容に沿って作成しなければならない。</u>

- 3 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、地 域密着型通所介護計画の作成に当たっては、そ の内容について利用者又はその家族に対して説 明し、利用者の同意を得なければならない。
- 4 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、地 域密着型通所介護計画を作成した際には、当該 地域密着型通所介護計画を利用者に交付しなけ ればならない。
- 5 指定地域密着型通所介護従業者は、それぞれの 利用者について、地域密着型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の 記録を行う。

(管理者の責務)

- 第59条の11 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者の管理及び指定地域密着型通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。
- 2 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、当 該指定地域密着型通所介護事業所の従業者にこ の節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を 行うものとする。

(運営規程)

- 第59条の12 指定地域密着型通所介護事業者は、指 定地域密着型通所介護事業所ごとに、次に掲げ る事業の運営についての重要事項に関する規程 を定めておかなければならない。
 - (1) 事業の目的及び運営の方針
 - (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
 - (3) 営業日及び営業時間
 - (4) 指定地域密着型通所介護の利用定員
 - (5) 指定地域密着型通所介護の内容及び利用料 その他の費用の額
 - (6) 通常の事業の実施地域
 - (7) サービス利用に当たっての留意事項
 - (8) 緊急時等における対応方法
 - (9) 非常災害対策
 - (10) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第59条の13 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定地域密着型通所介護を提供できるよう、指定地域密着型通所介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密 着型通所介護事業所ごとに、当該指定地域密着 型通所介護事業所の従業者によって指定地域密 着型通所介護を提供しなければならない。ただ し、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務 については、この限りでない。
- 3 指定地域密着型通所介護事業者は、地域密着型 通所介護従業者の資質の向上のために、その研 修の機会を確保しなければならない。 (定員の遵守)
- 第59条の14 指定地域密着型通所介護事業者は、利用定員を超えて指定地域密着型通所介護の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

(非常災害対策)

第59条の15 指定地域密着型通所介護事業者は、非 常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時 の関係機関への通報及び連携体制を整備し、そ れらを定期的に従業者に周知するとともに、定 期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなけ ればならない。

(衛生管理等)

- 第59条の16 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、当該指定地 域密着型通所介護事業所において感染症が発生 し、又はまん延しないように必要な措置を講ず るよう努めなければならない。

(地域との連携等)

第59条の17 指定地域密着型通所介護事業者は、指

現行

定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指定地域密着型通所介護事業所が所在する町の職員又は当該指定地域密着型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会(以下この項において「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。
- 3 指定地域密着型通所介護事業者は、その事業の 運営に当たっては、地域住民又はその自発的な 活動等との連携及び協力を行う等の地域との交 流を図らなければならない。
- 4 指定地域密着型通所介護事業者は、その事業の 運営に当たっては、提供した指定地域密着型通 所介護に関する利用者からの苦情に関して、町 等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その 他の町が実施する事業に協力するよう努めなけ ればならない。
- 5 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密 着型通所介護事業所の所在する建物と同一の建 物に居住する利用者に対して指定地域密着型通 所介護を提供する場合には、当該建物に居住す る利用者以外の者に対しても指定地域密着型通 所介護の提供を行うよう努めなければならな い。

(事故発生時の対応)

第59条の18 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により事故が発生した場合は、町、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ

改正案 現行

なければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項の事故 の状況及び事故に際して採った処置について記 録しなければならない。

- 3 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対 する指定地域密着型通所介護の提供により賠償 すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速や かに行わなければならない。
- 4 指定地域密着型通所介護事業者は、第59条の5 第4項の指定地域密着型通所介護以外のサービ スの提供により事故が発生した場合は、第1項及 び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなけ ればならない。

(記録の整備)

- 第59条の19 指定地域密着型通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。
- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間(第2号に掲げる記録にあっては、5年間)保存しなければならない。
 - (1) 地域密着型通所介護計画
 - (2) 次条において準用する第20条第2項に規定 する提供した具体的なサービスの内容等の 記録
 - (3) 次条において準用する第28条に規定する 町への通知に係る記録
 - (4) 次条において準用する第38条第2項に規定 する苦情の内容等の記録
 - (5) 前条第2項に規定する事故の状況及び事故 に際して採った処置についての記録
 - (6) 第59条の17第2項に規定する報告、評価、 要望、助言等の記録

(準用)

第59条の20 第9条から第13条まで、第15条から第 18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から 第38条まで、第41条及び第53条の規定は、指定地 域密着型通所介護の事業について準用する。この 場合において、第9条第1項中「第31条に規定する

現 行

運営規程」とあるのは「第59条の12に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と読み替えるものとする。

第5節 指定療養通所介護の事業の基本 方針並びに人員、設備及び運営に関す る基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針 (この節の趣旨)

第59条の21 第1節から第4節までの規定にかかわらず、指定療養通所介護(指定地域密着型通所介護であって、難病等を有する重度要介護者又はがん末期の者であって、サービス提供に当たり常時看護師による観察が必要なものを対象者とし、第59条の31に規定する療養通所介護計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うものをいう。以下同じ。)の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

(基本方針)

- 第59条の22 指定療養通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。
- 2 指定療養通所介護の事業を行う者(以下「指定療養通所介護事業者」という。)は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者の主治の医師及び当該利用者の利用している訪問看護事業者(指定訪問看護事業者又は健康保険法(大正11年法律第70号)第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下この節において同じ。)等との密接な連携に努めなければならない。

第2款 人員に関する基準

(従業者の員数)

- 第59条の23 指定療養通所介護事業者が当該事業を行う事業所(以下「指定療養通所介護事業所」という。)ごとに置くべき指定療養通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員(以下この節において「療養通所介護従業者」という。)の員数は、利用者の数が1.5に対し、提供時間帯を通じて専ら当該指定療養通所介護の提供に当たる療養通所介護従業者が1以上確保されるために必要と認められる数以上とする。
- 2 前項の療養通所介護従業者のうち1人以上は、 常勤の看護師であって専ら指定療養通所介護の 職務に従事する者でなければならない。 (管理者)
- 第59条の24 指定療養通所介護事業者は、指定療養 通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する 常勤の管理者を置かなければならない。ただし、 指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場 合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に 従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設 等の職務に従事することができるものとする。
- 2 指定療養通所介護事業所の管理者は、看護師でなければならない。
- 3 指定療養通所介護事業所の管理者は、適切な指 定療養通所介護を行うために必要な知識及び技 能を有する者でなければならない。

第3款 設備に関する基準

(利用定員)

第59条の25 指定療養通所介護事業所は、その利用 定員(当該指定療養通所介護事業所において同時 に指定療養通所介護の提供を受けることができ る利用者の数の上限をいう。以下この節において 同じ。)を9人以下とする。

(設備及び備品等)

第59条の26 指定療養通所介護事業所は、指定療養 通所介護を行うのにふさわしい専用の部屋を有 するほか、消火設備その他の非常災害に際して必 要な設備並びに指定療養通所介護の提供に必要 な設備及び備品等を備えなければならない。

- 2 前項に掲げる専用の部屋の面積は、6.4平方メートルに利用定員を乗じた面積以上とする。
- 3 第1項に掲げる設備は、専ら当該指定療養通所 介護の事業の用に供するものでなければならな い。ただし、利用者に対する指定療養通所介護の 提供に支障がない場合は、この限りでない。
- 4 前項ただし書の場合(指定療養通所介護事業者 が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に 療養通所介護以外のサービスを提供する場合に 限る。)には、当該サービスの内容を当該サービ スの提供の開始前に町長に届け出るものとする。 第4款 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

- 第59条の27 指定療養通所介護事業者は、指定療養 通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用 申込者又はその家族に対し、第59条の34に規定す る運営規程の概要、療養通所介護従業者の勤務の 体制、第59条の32第1項に規定する利用者ごとに 定めた緊急時等の対応策、主治の医師及び第59 条の35第1項に規定する緊急時対応医療機関との 連絡体制並びにその他の利用申込者のサービス の選択に資すると認められる重要事項を記した 文書を交付して説明を行い、当該提供の開始につ いて利用申込者の同意を得なければならない。
- 2 第9条第2項から第6項までの規定は、前項の規 定による文書の交付について準用する。 (心身の状況等の把握)
- 第59条の28 指定療養通所介護事業者は、指定療養 通所介護の提供に当たっては、利用者に係る指定 居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者 会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置か れている環境、他の保健医療サービス又は福祉サ ービスの利用状況等の把握に努めなければなら ない。
- 2 指定療養通所介護事業者は、体調の変化等に応 じた適切なサービスを提供できるよう、特に利用 者の主治の医師及び当該利用者が利用する訪問 看護事業者等との密接な連携を図り、利用者の心 身の状況等の把握に努めなければならない。 (指定居宅介護支援事業者等との連携)

- 第59条の29 指定療養通所介護事業者は、指定療養 通所介護を提供するに当たっては、指定居宅介護 支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サ ービスを提供する者との密接な連携に努めなけ ればならない。
- 2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供の適否について、主治の医師を含めたサービス担当者会議において検討するため、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業に対して必要な情報を提供するように努めなければならない。
- 3 指定療養通所介護事業者は、利用者に係る指定 居宅介護支援事業者に対して、居宅サービス計画 の作成及び変更等に必要な情報を提供するよう に努めなければならない。
- 4 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護 の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に 対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に 係る指定居宅介護支援事業者に対する情報の提 供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提 供する者との密接な連携に努めなければならな い。

(指定療養通所介護の具体的取扱方針)

- 第59条の30 指定療養通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。
 - (1) 指定療養通所介護の提供に当たっては、次 条第1項に規定する療養通所介護計画に基づ き、利用者の機能訓練及びその者が日常生活 を営むことができるよう必要な援助を行うも のとする。
 - (2) 療養通所介護従業者は、指定療養通所介護 の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを 旨とし、利用者又はその家族に対し、サービ スの提供方法等について、理解しやすいよう に説明を行うものとする。
 - (3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、介 護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をも ってサービスの提供を行うものとする。
 - (4) 指定療養通所介護事業者は、利用者の体調 の変化等に応じた適切なサービスを提供でき

るよう、利用者の主治の医師や当該利用者の 利用する訪問看護事業者等との密接な連携を 図り、サービスの提供方法及び手順等につい ての情報の共有を十分に図るものとする。

(5) 指定療養通所介護事業者は、常に利用者の 心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等 の生活指導、機能訓練その他必要なサービス を利用者の希望に添って適切に提供するもの とする。

(療養通所介護計画の作成)

- 第59条の31 指定療養通所介護事業所の管理者は、 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている 環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を 達成するための具体的なサービスの内容等を記 載した療養通所介護計画を作成しなければなら ない。
- 2 療養通所介護計画は、既に居宅サービス計画が 作成されている場合は、当該居宅サービス計画の 内容に沿って作成しなければならない。
- 3 療養通所介護計画は、既に訪問看護計画書(指定居宅サービス等基準第70条第1項に規定する訪問看護計画書又は指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準(平成12年厚生省令第80号)第17条第1項に規定する訪問看護計画書をいう。以下この節において同じ。)が作成されている場合は、当該訪問看護計画書の内容との整合を図りつつ、作成しなければならない。
- 4 指定療養通所介護事業所の管理者は、療養通所 介護計画の作成に当たっては、その内容について 利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同 意を得なければならない。
- 5 指定療養通所介護事業所の管理者は、療養通所 介護計画を作成した際には、当該療養通所介護計 画を利用者に交付しなければならない。
- 6 療養通所介護従業者は、それぞれの利用者について、療養通所介護計画に従ったサービスの実施 状況及び目標の達成状況の記録を行う。 (緊急時等の対応)

第59条の32 指定療養通所介護事業者は、現に指定 療養通所介護の提供を行っているときに利用者

の病状の急変が生じた場合等に備え、主治の医師とともに、その場合の対応策(以下この節において「緊急時等の対応策」という。)について利用者ごとに検討し、緊急時等の対応策をあらかじめ定めておかなければならない。

- 2 指定療養通所介護事業者は、緊急時等の対応策 について、利用者及びその家族に対して十分に説 明し、利用者及びその家族が安心してサービスを 利用できるよう配慮しなければならない。
- 3 療養通所介護従業者は、現に指定療養通所介護 の提供を行っているときに利用者の病状の急変 が生じた場合その他必要な場合は、緊急時等の対 応策に基づき、速やかに主治の医師又は第59条の 35第1項に規定する緊急時対応医療機関への連絡 を行う等の必要な措置を講じなければならない。
- 4 指定療養通所介護事業者は、利用者の主治の医 師と密接な連携をとりながら、利用者の状態の変 化に応じて緊急時等の対応策の変更を行うもの とする。
- 5 第1項及び第2項の規定は、前項に規定する緊急 時等の対応策の変更について準用する。 (管理者の責務)
- 第59条の33 指定療養通所介護事業所の管理者は、 当該指定療養通所介護事業所の従業者の管理及 び指定療養通所介護の利用の申込みに係る調整、 業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に 行うものとする。
- 2 指定療養通所介護事業所の管理者は、利用者の 体調の変化等に応じた適切なサービスを提供で きるよう、利用者の主治の医師や当該利用者が利 用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、 サービスの提供方法及び手順等についての情報 の共有を十分に行わなければならない。
- 3 指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養 通所介護の提供に適切な環境を整備しなければ ならない。
- 4 指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養 通所介護の利用者個々の療養通所介護計画の作 成に関し、必要な指導及び管理を行わなければな らない。

5 指定療養通所介護事業所の管理者は、当該指定 療養通所介護事業所の従業者にこの款の規定を 遵守させるため必要な指揮命令を行うものとす る。

(運営規程)

- 第59条の34 指定療養通所介護事業者は、指定療養 通所介護事業所ごとに次に掲げる事業の運営に ついての重要事項に関する規程を定めておかな ければならない。
 - (1) 事業の目的及び運営の方針
 - (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
 - (3) 営業日及び営業時間
 - (4) 指定療養通所介護の利用定員
 - (5) 指定療養通所介護の内容及び利用料その他 の費用の額
 - (6) 通常の事業の実施地域
 - (7) サービス利用に当たっての留意事項
 - (8) 非常災害対策
 - (9) その他運営に関する重要事項 (緊急時対応医療機関)
- 第59条の35 指定療養通所介護事業者は、利用者の 病状の急変等に備えるため、あらかじめ、緊急時 対応医療機関を定めておかなければならない。
- 2 緊急時対応医療機関は、指定療養通所介護事業 所と同一の敷地内に存し又は隣接し若しくは近 接していなければならない。
- 3 指定療養通所介護事業者は、緊急時において円 滑な協力を得るため、当該緊急時対応医療機関と の間であらかじめ必要な事項を取り決めておか なければならない。

(安全・サービス提供管理委員会の設置)

- 第59条の36 指定療養通所介護事業者は、安全かつ 適切なサービスの提供を確保するため、地域の医療関係団体に属する者、地域の保健、医療又は福祉の分野を専門とする者その他指定療養通所介護の安全かつ適切なサービスの提供を確保するために必要と認められる者から構成される安全・サービス提供管理委員会(次項において「委員会」という。)を設置しなければならない。
- 2 指定療養通所介護事業者は、おおむね6月に1

現行

回以上委員会を開催することとし、事故事例等、安全管理に必要なデータの収集を行うとともに、 当該データ等を踏まえ、指定療養通所介護事業所 における安全かつ適切なサービスの提供を確保 するための方策の検討を行い、当該検討の結果に ついての記録を作成しなければならない。

3 指定療養通所介護事業者は、前項の検討の結果 を踏まえ、必要に応じて対策を講じなければなら ない。

(記録の整備)

- 第59条の37 指定療養通所介護事業者は、従業者、 設備、備品及び会計に関する諸記録を整備してお かなければならない。
- 2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指 定療養通所介護の提供に関する次の各号に掲げ る記録を整備し、その完結の日から2年間(第3 号に掲げる記録にあっては、5年間)保存しなけ ればならない。
 - (1) 療養通所介護計画
 - (2) 前条第2項に規定する検討の結果について の記録
 - (3) 次条において準用する第20条第2項に規定 する提供した具体的なサービスの内容等の記 録
 - (4) 次条において準用する第28条に規定する町 への通知に係る記録
 - (5) 次条において準用する第38条第2項に規定 する苦情の内容等の記録
 - (6) 次条において準用する第59条の18第2項に 規定する事故の状況及び事故に際して採った 処置についての記録
 - (7) 次条において準用する第59条の17第2項に 規定する報告、評価、要望、助言等の記録 (準用)
- 第59条の38 第10条から第13条まで、第16条から第 18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から 第38条まで、第41条、第59条の7(第3項第2号を 除く。)、第59条の8及び第59条の13から第59条 の18までの規定は、指定療養通所介護の事業につ いて準用する。この場合において、第34条中「定

期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第59条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「療養通所介護について知見を有する者」とあるのは「療養通所介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「12月」と、同条第3項中「当たっては」とあるのは「当たっては、利用者の状態に応じて」と、第59条の18第4項中「第59条の5第4項」とあるのは「第59条の26第4項」と読み替えるものとする。

第4章 認知症対応型通所介護 第1節 基本方針

第60条 指定地域密着型サービスに該当する認知 症対応型通所介護(以下「指定認知症対応型通所 介護」という。)の事業は、要介護状態となった 場合においても、その認知症である利用者(その 者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にあ る者を除く。以下同じ。)が可能な限りその居宅 において、その有する能力に応じ自立した日常生 活を営むことができるよう生活機能の維持又は 向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能 訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の 解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族 の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでな ければならない。

(利用定員等)

第65条 共用型指定認知症対応型通所介護事業所の利用定員(当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。)は、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居(法第8条第20項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。)ごとに、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設においては施設ごとに1日当たり

第4章 認知症対応型通所介護 第1節 基本方針

第60条 指定地域密着型サービスに該当する認知 症対応型通所介護(以下「指定認知症対応型通所介護」という。)の事業は、要介護状態となった 場合においても、その認知症(法第5条の2に規 定する認知症をいう。以下同じ。)である利用者 (その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。)が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

(利用定員等)

第65条 共用型指定認知症対応型通所介護事業所の利用定員(当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。)は、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居(法第8条第19項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。)ごとに、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設においては施設ごとに1日当たり

3人以下とする。

2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指 2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指 2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指 定居宅サービス(法第41条第1項に規定する指定 居宅サービスをいう。以下同じ。)、指定地域密 着型サービス、指定居宅介護支援(法第46条第1 項に規定する指定居宅介護支援をいう。)、指定 介護予防サービス(法第53条第1項に規定する指 定介護予防サービスをいう。以下同じ。)、指定 地域密着型介護予防サービス(法第54条の2第1 項に規定する指定地域密着型介護予防サービス をいう。以下同じ。) 若しくは指定介護予防支援 (法第58条第1項に規定する指定介護予防支援 をいう。) の事業又は介護保険施設(法第8条第 25項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。) 若しくは指定介護療養型医療施設の運営(第82 条第7項において「指定居宅サービス事業等」と いう。) について3年以上の経験を有する者でな ければならない。

第67条及び第68条 削除

現行

3人以下とする。

定居宅サービス(法第41条第1項に規定する指定 居宅サービスをいう。以下同じ。)、指定地域密 着型サービス、指定居宅介護支援(法第46条第1 項に規定する指定居宅介護支援をいう。)、指定 介護予防サービス(法第53条第1項に規定する指 定介護予防サービスをいう。以下同じ。)、指定 地域密着型介護予防サービス(法第54条の2第1 項に規定する指定地域密着型介護予防サービス をいう。以下同じ。) 若しくは指定介護予防支援 (法第58条第1項に規定する指定介護予防支援 をいう。)の事業又は介護保険施設(法第8条第 24項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。) 若しくは指定介護療養型医療施設の運営(第82 条第7項において「指定居宅サービス事業等」と いう。) について3年以上の経験を有する者でな ければならない。

(心身の状況等の把握)_

第67条 指定認知症対応型通所介護事業者(単独 型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者及び 共用型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。 以下同じ。)は、指定認知症対応型通所介護の提 供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援 事業者が開催するサービス担当者会議等を通じ て、利用者の心身の状況、その置かれている環境、 他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用 状況等の把握に努めなければならない。

(利用料等の受領)

- 第68条 指定認知症対応型通所介護事業者は、法定 代理受領サービスに該当する指定認知症対応型 通所介護を提供した際には、その利用者から利用 料の一部として、当該指定認知症対応型通所介護 に係る地域密着型介護サービス費用基準額から 当該指定認知症対応型通所介護事業者に支払わ れる地域密着型介護サービス費の額を控除して 得た額の支払を受けるものとする。
- 2 指定認知症対応型通所介護事業者は、法定代理 受領サービスに該当しない指定認知症対応型通 所介護を提供した際にその利用者から支払を受

現行

ける利用料の額と、指定認知症対応型通所介護に 係る地域密着型介護サービス費用基準額との間 に、不合理な差額が生じないようにしなければな らない。

- 3 指定認知症対応型通所介護事業者は、前2項の 支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支 払を利用者から受けることができる。
 - (1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域 以外の地域に居住する利用者に対して行う送 迎に要する費用
 - (2) 指定認知症対応型通所介護に通常要する時 間を超える指定認知症対応型通所介護であっ て利用者の選定に係るものの提供に伴い必要 となる費用の範囲内において、通常の指定認知 症対応型通所介護に係る地域密着型介護サー ビス費用基準額を超える費用
 - (3) 食事の提供に要する費用
 - (4) おむつ代
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、指定認知症対 応型通所介護の提供において提供される便宜 のうち、日常生活においても通常必要となるも のに係る費用であって、その利用者に負担させ ることが適当と認められるもの
- 4 前項第3号に掲げる費用については、別に町長 が定めるところによるものとする。
- 5 指定認知症対応型通所介護事業者は、第3項の 費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あ らかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サー ビスの内容及び費用について説明を行い、利用者 の同意を得なければならない。

(指定認知症対応型通所介護の基本取扱方針) 第69条 略

提供する指定認知症対応型通所介護の質の評価 を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定認知症対応型通所介護の基本取扱方針) 第69条 略

2 指定認知症対応型通所介護事業者 (単独型・併 | 2 指定認知症対応型通所介護事業者は、自らその 設型指定認知症対応型通所介護事業者及び共用 型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。以下 同じ。)は、自らその提供する指定認知症対応型 通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図ら なければならない。

第72条 削除

(管理者の責務)

(運営規程)

第73条 略

(1) \sim (3) 略

- (4) 指定認知症対応型通所介護の利用定員(第61条第4項又は第65条第1項の利用定員をいう。)
- (5)~(10) 略
- 第74条から第78条の2まで 削除

第72条 指定認知症対応型通所介護事業所の管理 者は、指定認知症対応型通所介護事業所の従業者 の管理及び指定認知症対応型通所介護の利用の 申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他 の管理を一元的に行うものとする。

2 指定認知症対応型通所介護事業所の管理者は、 当該指定認知症対応型通所介護事業所の従業者 にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命 令を行うものとする。

(運営規程)

第73条 略

(1) \sim (3) 略

- (4) 指定認知症対応型通所介護の利用定員(第 61条第4項又は第65条第1項の利用定員をい う。第75条において同じ。)
- (5)~(10) 略

(勤務体制の確保等)

- 第74条 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用 者に対し適切な指定認知症対応型通所介護を提 供できるよう、指定認知症対応型通所介護事業所 ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなけれ ばならない。
- 2 指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知 症対応型通所介護事業所ごとに、当該指定認知症 対応型通所介護事業所の従業者によって指定認 知症対応型通所介護を提供しなければならない。 ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業 務については、この限りでない。
- 3 指定認知症対応型通所介護事業者は、認知症対 応型通所介護従業者の資質の向上のために、その 研修の機会を確保しなければならな (定員の遵守)
- 第75条 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用 定員を超えて指定認知症対応型通所介護の提供 を行ってはならない。ただし、災害その他のやむ を得ない事情がある場合は、この限りでない。 (非常災害対策)
- 第76条 指定認知症対応型通所介護事業者は、非常 災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関 係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを

定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(衛生管理等)

- 第77条 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用 者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に 供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛 生上必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定認知症対応型通所介護事業者は、当該指定 認知症対応型通所介護事業所において感染症が 発生し、又はまん延しないように必要な措置を講 ずるよう努めなければならない。

(地域との連携等)

- 第78条 指定認知症対応型通所介護事業者は、その 事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発 的な活動等との連携及び協力を行う等の地域と の交流を図らなければならない。
- 2 指定認知症対応型通所介護事業者は、その事業 の運営に当たっては、提供した指定認知症対応型 通所介護に関する利用者からの苦情に関して、町 等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その 他の町が実施する事業に協力するよう努めなけ ればならない。

(事故発生時の対応)

- 第78条の2 指定認知症対応型通所介護事業者は、 利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供により事故が発生した場合は、町、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定認知症対応型通所介護事業者は、前項の事 <u>故の状況及び事故に際して採った処置について</u> 記録しなければならない。
- 3 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に 対する指定認知症対応型通所介護の提供により 賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速 やかに行わなければならない。
- 4 指定認知症対応型通所介護事業者は、第63条第 4項の単独型・併設型指定認知症対応型通所介護 以外のサービスの提供により事故が発生した場

現行

(記録の整備)

第79条 略

2 略

(1) \sim (4) 略

- (5) 次条において準用する第59条の18第2項に 規定する事故の状況及び事故に際して採った 処置についての記録
- (6) 次条において準用する第59条の17第2項に 規定する報告、評価、要望、助言等の記録 (準用)

第80条 第9条から第13条まで、第15条から第18 条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第 38条まで、第41条、第53条、第59条の6、第59条 の7、第59条の11及び第59条の13から第59条の18 までの規定は、指定認知症対応型通所介護の事業 について準用する。この場合において、第9条第 1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは 「第73条に規定する重要事項に関する規程」と、 同項及び第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介 護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介 護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型 通所介護について知見を有する者」とあるのは、 「認知症対応型通所介護について知見を有する 者」と、第59条の18第4項中「第59条の5第4項」 とあるのは「第63条第4項」と読み替えるものと する。

(心身の状況等の把握)

第87条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指 第87条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指 定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、 介護支援専門員(第82条第12項の規定により介護 支援専門員を配置していないサテライト型指定 小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、本体 事業所の介護支援専門員。以下この条及び第93 条において同じ。) が開催するサービス担当者会 議(介護支援専門員が居宅サービス計画の作成の ために居宅サービス計画の原案に位置付けた指 定居宅サービス等(法第8条第24項に規定する指

合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措 置を講じなければならない。

(記録の整備)

第79条 略

2 略

(1) \sim (4) 略

(5) 前条第2項に規定する事故の状況及び事故 に際して採った処置についての記録

(準用)

第80条 第9条から第13条まで、第15条から第18 条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第 38条まで、第41条及び第53条の規定は、指定認知 症対応型通所介護の事業について準用する。この 場合において、第9条第1項中「第31条に規定す る運営規程 | とあるのは「第73条に規定する重要 事項に関する規程」と、同項及び第34条中「定期 巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるの は「認知症対応型通所介護従業者」と読み替える ものとする。

(心身の状況等の把握)

定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、 介護支援専門員(第82条第12項の規定により介護 支援専門員を配置していないサテライト型指定 小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、本体 事業所の介護支援専門員。以下この条及び第93 条において同じ。) が開催するサービス担当者会 議(介護支援専門員が居宅サービス計画の作成の ために居宅サービス計画の原案に位置付けた指 定居宅サービス等(法第8条第23項に規定する指

定居宅サービス等をいう。以下同じ。)の担当者 を招集して行う会議をいう。)等を通じて、利用 者の心身の状況、その置かれている環境、他の保 健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等 の把握に努めなければならない。

第105条 削除

現 行

定居宅サービス等をいう。以下同じ。)の担当者 を招集して行う会議をいう。)等を通じて、利用 者の心身の状況、その置かれている環境、他の保 健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等 の把握に努めなければならない。

(地域との連携等)

- 第105条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、 指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たって は、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、 町の職員又は当該指定小規模多機能型居宅介護 事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46 第1項に規定する地域包括支援センターの職員、 小規模多機能型居宅介護について知見を有する 者等により構成される協議会(以下この項において「運営推進会議」という。)を設置し、おおむ ね2月に1回以上、運営推進会議に対し通いサー ビス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況 を報告し、運営推進会議による評価を受けるとと もに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴 く機会を設けなければならない。
- 2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、前項の 報告、評価、要望、助言等についての記録を作成 するとともに、当該記録を公表しなければならな い。
- 3 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。
- 4 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定小規模多機能型居宅介護に関する利用者からの苦情に関して、町等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の町が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
- 5 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小 規模多機能型居宅介護事業所の所在する建物と 同一の建物に居住する利用者に対して指定小規 模多機能型居宅介護を提供する場合には、当該建

現行

物に居住する利用者以外の者に対しても指定小 規模多機能型居宅介護の提供を行うよう努めな ければならない。

(記録の整備)

第107条 略

2 略

(1)~(7) 略

(8) **第59条の17第2項**に規定する報告、評価、 要望、助言等の記録

(準用)

第28条、第34条から第38条まで、第40条、第41 条、第59条の11、第59条の13、第59条の16及び第 59条の17の規定は、指定小規模多機能型居宅介護 の事業について準用する。この場合において、第 9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあ るのは「第100条に規定する重要事項に関する規 程」と、同項及び第34条中「定期巡回・随時対応 型訪問介護看護従業者」とあり、並びに第74条第 3項中「認知症対応型通所介護従業者」とあるの は「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59 条の11第2項中「この節」とあるのは「第5章第 4節」と、第59条の13第3項中「地域密着型通所 介護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介 護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型 通所介護について知見を有する者」とあるのは 「小規模多機能型居宅介護について知見を有す る者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動 状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービ スの提供回数等の活動状況」と読み替えるものと する。

> 第6章 認知症対応型共同生活介護 第1節 基本方針

第109条 指定地域密着型サービスに該当する認知 症对応型共同生活介護(以下「指定認知症対応型 共同生活介護 という。) の事業は、要介護者で あって認知症であるものについて、共同生活住居 (法第8条第20項に規定する共同生活を営むべ き住居をいう。以下同じ。)において、家庭的な (記録の整備)

第107条 略

2 略

(1)~(7) 略

(8) **第105条第2項**に規定する報告、評価、要望、 助言等の記録

(準用)

第108条 第9条から第13条まで、第20条、第22条、第108条 第9条から第13条まで、第20条、第22条、 第28条、第34条から第38条まで、第40条、第41 条、第72条、第74条及び第77条の規定は、指定小 規模多機能型居宅介護の事業について準用する。 この場合において、第9条第1項中「第31条に規 定する運営規程」とあるのは「第100条に規定す る重要事項に関する規程 | と、同項及び第34条中 「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」と あり、並びに第74条第3項中「認知症対応型通所 介護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介 護従業者」と、第72条第2項中「この節」とある のは「第5章第4節」と読み替えるものとする。

> 第6章 認知症対応型共同生活介護 第1節 基本方針

第109条 指定地域密着型サービスに該当する認知 症对応型共同生活介護(以下「指定認知症対応型 共同生活介護」という。) の事業は、要介護者で あって認知症であるものについて、共同生活住居 (法第8条第19項に規定する共同生活を営むべ き住居をいう。以下同じ。) において、家庭的な

環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

(記録の整備)

第127条 略

2 略

(1)~(6) 略

(7) 次条において準用する<u>第59条の17第2項</u>に 規定する報告、評価、要望、助言等の記録 (準用)

第128条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22 条、第28条、第34条から第36条まで、第38条、第 40条、第41条、第59条の11、第59条の16、第59 条の17第1項から第4項まで、第99条、第102条及 び第104条の規定は、指定認知症対応型共同生活 介護の事業について準用する。この場合におい て、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」 とあるのは「第122条に規定する重要事項に関す る規程」と、同項及び第34条中「定期巡回・随時 対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従 業者」と、**第59条の11第2項**中「この節」とある のは「第6章第4節」と、第59条の17第1項中「地 域密着型通所介護について知見を有する者」とあ るのは「認知症対応型共同生活介護について知見 を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、 第99条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあ るのは「介護従業者」と、第102条中「指定小規 模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認 知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるも のとする。

> 第7章 地域密着型特定施設入居者生活介 護

第1節 基本方針

第129条 指定地域密着型サービスに該当する地域 密着型特定施設入居者生活介護(以下「指定地域 密着型特定施設入居者生活介護」という。)の事 業は、地域密着型特定施設サービス計画(法**第8** 現 行

環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

(記録の整備)

第127条 略

2 略

(1)~(6) 略

(7) 次条において準用する<u>第105条第2項</u>に規 定する報告、評価、要望、助言等の記録 (準用)

第128条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22 条、第28条、第34条から第36条まで、第38条、第 40条、第41条、**第72条、第77条**、第99条、第102 条、第104条及び第105条第1項から第4項までの 規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業に ついて準用する。この場合において、第9条第1 項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第 122条に規定する重要事項に関する規程」と、同 項及び第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護 看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第72 条第2項中「この節」とあるのは「第6章第4節」 と、第99条中「小規模多機能型居宅介護従業者」 とあるのは「介護従業者」と、第102条中「指定 小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指 定認知症対応型共同生活介護事業者」と、第105 条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知 見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生 活介護について知見を有する者」と、「通いサー ビス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」 **とあるのは「活動状況」と**読み替えるものとする。

> 第7章 地域密着型特定施設入居者生活介 護

第1節 基本方針

第129条 指定地域密着型サービスに該当する地域 密着型特定施設入居者生活介護(以下「指定地域 密着型特定施設入居者生活介護」という。)の事 業は、地域密着型特定施設サービス計画(法**第8**

現 行

条第21項に規定する計画をいう。以下同じ。)に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者(以下この章において「利用者」という。)が指定地域密着型特定施設(同項に規定する地域密着型特定施設であって、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業が行われるものをいう。以下同じ。)においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

2 略

(記録の整備)

第148条 略

2 略

(1)~(7) 略

- (8) 次条において準用する<u>第59条の17第2項</u>に 規定する報告、評価、要望、助言等の記録 (進用)
- 第149条 第12条、第13条、第22条、第28条、第34 条から第38条まで、第40条、第41条、<u>第59条の11、</u> 第59条の15、第59条の16、第59条の17第1項から 第4項まで及び第99条の規定は、指定地域密着型 特定施設入居者生活介護の事業について準用す る。この場合において、第34条中「定期巡回・随 時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域 密着型特定施設従業者」と、第59条の11第2項中 「この節」とあるのは「第7章第4節」と、第59 条の17第1項中「地域密着型通所介護について知 見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設 入居者生活介護について知見を有する者」と、「6 月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。

第8章 地域密着型介護老人福祉施設入所 者生活介護

第1節 基本方針

第150条 指定地域密着型サービスに該当する地域 密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(以下 「指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活 条第20項に規定する計画をいう。以下同じ。)に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者(以下この章において「利用者」という。)が指定地域密着型特定施設(同項に規定する地域密着型特定施設であって、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業が行われるものをいう。以下同じ。)においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

2 略

(記録の整備)

第148条 略

2 略

(1)~(7) 略

- (8) 次条において準用する<u>第105条第2項</u>に規 定する報告、評価、要望、助言等の記録 (準用)
- 第149条 第12条、第13条、第22条、第28条、第34 条から第38条まで、第40条、第41条、<u>第72条、第</u> 76条、第77条、第99条及び第105条第1項から第 4項まで</u>の規定は、指定地域密着型特定施設入居 者生活介護の事業について準用する。この場合に おいて、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介 護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設 従業者」と、<u>第72条第2項</u>中「この節」とあるの は「第7章第4節」と、<u>第105条第1項中「小規</u> 模多機能型居宅介護について知見を有する者」と あるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護に ついて知見を有する者」と、「通いサービス及び 宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるの は「活動状況」と読み替えるものとする。

第8章 地域密着型介護老人福祉施設入所 者生活介護

第1節 基本方針

第150条 指定地域密着型サービスに該当する地域 密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(以下 「指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活

介護」という。)の事業を行う地域密着型介護老人福祉施設(以下「指定地域密着型介護老人福祉施設」という。)は、地域密着型施設サービス計画(法**第8条第22項**に規定する地域密着型施設サービス計画をいう。以下同じ。)に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すものでなければならない。

 $2\sim3$ 略

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第151条 略

2~12 略

13 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所 介護事業所(指定居宅サービス等基準第93条第1 項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同 じ。)、指定短期入所生活介護事業所等、指定地 域密着型通所介護事業所</u>又は併設型指定認知症 対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指 定地域密着型介護予防サービス基準条例第5条 第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対 応型通所介護の事業を行う事業所が併設される 場合においては、当該併設される事業所の生活相 談員、栄養士又は機能訓練指導員については、当 該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談 員、栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所 の利用者の処遇が適切に行われると認められる ときは、これを置かないことができる。

14~17 略

第3節 設備に関する基準

(設備)

第152条 略

(記録の整備)

第176条 略

現 行

介護」という。)の事業を行う地域密着型介護老人福祉施設(以下「指定地域密着型介護老人福祉施設」という。)は、地域密着型施設サービス計画(法第8条第21項に規定する地域密着型施設サービス計画をいう。以下同じ。)に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すものでなければならない。

 $2 \sim 3$ 略

第2節 人員に関する基準

第151条 略

2~12 略

13 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所(指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。)、指定短期入所生活介護事業所等又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス基準条例第5条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

14~17 略

第3節 設備に関する基準

第152条 略

(記録の整備)

第176条 略

現 行

2 略

(1)~(6) 略

(7) 次条において準用する<u>第59条の17第2項</u>に 規定する報告、評価、要望、助言等の記録(準用)

第177条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22 条、第28条、第34条、第36条、第38条、第41条、 第59条の11、第59条の15及び第59条の17第1項か ら第4項までの規定は、指定地域密着型介護老人 福祉施設について準用する。この場合において、 第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」と あるのは「第168条に規定する重要事項に関する 規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護 従業者」とあるのは「従業者」と、第13条第1項 中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提 供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、 同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対し て行われていない等の場合であって必要と認め るときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」 と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看 護従業者」とあるのは「従業者」と、第59条の11 第2項中「この節」とあるのは「第8章第4節」 と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護に ついて知見を有する者」とあるのは「地域密着型 介護老人福祉施設入所者生活介護について知見 を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読 み替えるものとする。

第2款 設備に関する基準

(設備)

第180条 略

(準用)

第189条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22 条、第28条、第34条、第36条、第38条、第41条、 第59条の11、第59条の15、第59条の17第1項から 第4項まで、第153条から第155条まで、第158条、 第161条、第163条から第167条まで及び第171条か

2 略

(1)~(6) 略

(7) 次条において準用する<u>第105条第2項</u>に規 定する報告、評価、要望、助言等の記録 (準用)

第177条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22 条、第28条、第34条、第36条、第38条、第41条、 第72条、第76条及び第105条第1項から第4項ま での規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設に ついて準用する。この場合において、第9条第1 項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第 168条に規定する重要事項に関する規程」と、「定 期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とある のは「従業者」と、第13条第1項中「指定定期巡 回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際 し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第2項 中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われて いない等の場合であって必要と認めるときは、要 介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第34 条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」 とあるのは「従業者」と、第72条第2項中「この 節」とあるのは「第8章第4節」と、**第105条第** 1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を 有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉」 施設入所者生活介護について知見を有する者」 と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数 等の活動状況」とあるのは「活動状況」と読み替 えるものとする。

第2款 設備に関する基準

第180条 略

(準用)

第189条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22 条、第28条、第34条、第36条、第38条、第41条、 **第72条、第76条、第105条第1項から第4項まで**、 第153条から第155条まで、第158条、第161条、第 163条から第167条まで及び第171条から第176条

ら第176条までの規定は、ユニット型指定地域密 着型介護老人福祉施設について準用する。この場 合において、第9条第1項中「第31条に規定する 運営規程」とあるのは「第186条に規定する重要 事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型 訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、 第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問 介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入 居の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援 が利用者に対して行われていない等の場合であ って必要と認めるときは、要介護認定」とあるの は「要介護認定」と、第34条中「定期巡回・随時 対応型訪問介護看護従業者 | とあるのは「従業者 | と、**第59条の11第2項**中「この節」とあるのは「第 8章第5節」と、第59条の17第1項中「地域密着 型通所介護について知見を有する者」とあるのは 「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 について知見を有する者」と、「6月」とあるの は「2月」と、第167条中「第158条」とあるのは 「第189条において準用する第158条」と、同条第 5号中「第157条第5項」とあるのは「第182条第 7項」と、同条第6号中「第177条」とあるのは 「第189条」と、同条第7号中「第175条第3項」 とあるのは「第189条において準用する第175条第 3項」と、第176条第2項第2号中「第155条第2 項」とあるのは「第189条において準用する第155 条第2項」と、同項第3号中「第157条第5項」 とあるのは「第182条第7項」と、同項第4号及 び第5号中「次条」とあるのは「第189条」と、 同項第6号中「前条第3項」とあるのは「第189 条において準用する前条第3項」と読み替えるも のとする。

第9章 看護小規模多機能型居宅介護 第1節 基本方針

<u>(基本方針)</u>

第190条 略

(記録の整備)

第201条 略

までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老 人福祉施設について準用する。この場合におい て、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」 とあるのは「第186条に規定する重要事項に関す る規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看 護従業者」とあるのは「従業者」と、第13条第1 項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の 提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」 と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に 対して行われていない等の場合であって必要と 認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護 認定」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問 介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第72 条第2項中「この節」とあるのは「第8章第5節」 と、第105条第1項中「小規模多機能型居宅介護 について知見を有する者」とあるのは「地域密着 型介護老人福祉施設入所者生活介護について知 見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サー ビスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動 状況」と、第167条中「第158条」とあるのは「第 189条において準用する第158条」と、同条第5号 中「第157条第5項」とあるのは「第182条第7項」 と、同条第6号中「第177条」とあるのは「第189 条」と、同条第7号中「第175条第3項」とある のは「第189条において準用する第175条第3項」 と、第176条第2項第2号中「第155条第2項」と あるのは「第189条において準用する第155条第2 項」と、同項第3号中「第157条第5項」とある のは「第182条第7項」と、同項第4号及び第5 号中「次条」とあるのは「第189条」と、同項第 6号中「前条第3項」とあるのは「第189条にお いて準用する前条第3項」と読み替えるものとす る。

第9章 看護小規模多機能型居宅介護 第1節 基本方針

第190条 略

(記録の整備)

第201条 略

現行

2 略

(1)~ (9) 略

(10) 次条において準用する<u>第59条の17第2項</u>に規定する報告、評価、要望、助言等の記録(準用)

改正案

第202条 第9条から第13条まで、第20条、第22条、 第28条、第34条から第38条まで、第40条、第41 条、第59条の11、第59条の13、第59条の16、第59 **条の17**、第87条から第90条まで、第93条から第95 条まで、第97条、第98条、**第100条から第104条ま** で及び第106条までの規定は、指定看護小規模多 機能型居宅介護の事業について準用する。この場 合において、第9条第1項中「第31条に規定する 運営規程」とあるのは「第202条において準用す る第100条に規定する重要事項に関する規程」と、 同項及び第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介 護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型 居宅介護従業者」と、第59条の11第2項中「この 節」とあるのは「第9章第4節」と、第59条の13 第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるの は「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第 59条の17第1項中「地域密着型通所介護について 知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能 型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」 とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは 「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等 の活動状況」と、第89条及び第97条中「小規模多 機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模 多機能型居宅介護従業者」と、第106条中「第82 条第6項」とあるのは「第191条第7項各号」と 読み替えるものとする。

2 略

(1) \sim (9) 略

(10) 次条において準用する<u>第105条第2項</u>に規 定する報告、評価、要望、助言等の記録 (準用)

第202条 第9条から第13条まで、第20条、第22条、 第28条、第34条から第38条まで、第40条、第41 条、第72条、第74条、第77条、第87条から第90 条まで、第93条から第95条まで、第97条、第98 条及び第100条から第106条までの規定は、指定看 護小規模多機能型居宅介護の事業について準用 する。この場合において、第9条第1項中「第31 条に規定する運営規程」とあるのは「第202条に おいて準用する第100条に規定する重要事項に関 する規程」と、同項及び第34条中「**定期巡回・随** 時対応型訪問介護看護従業者」とあり、第74条第 3項中「認知症対応型通所介護従業者」とあり、 並びに第89条及び第97条中「小規模多機能型居宅 介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居 宅介護従業者」と、第106条中「第82条第6項」 とあるのは「第191条第7項各号」と読み替える ものとする。